

平成26年度宇治市入札監視委員会 第1回定例会議議事概要

I. 会議の概要

1. 開催日時 平成26年6月5日（木）13時30分～16時40分

2. 開催場所 市役所6階602会議室

3. 出席者

委員会：松岡委員長、黒河委員、増田委員

事務局：岸本総務部長、山田契約課長

関係課：岸本都市整備部次長兼公園緑地課長、上島施設建築課長、上道学校教育課長、
久下雨水対策課長ほか

※会議の前段にて、木村副市長からの挨拶及び各委員へ委嘱状の交付が行われ、委員の互選により松岡委員を委員長に選出した。

4. 報告案件

(1) 平成25年度第4四半期の発注状況等

a 業者選定委員会・各部会の開催状況について

b 平成23～25年度指名停止の状況について（各年度1月～3月分集計）

c 平成26年1月1日～3月31日の間に入札した案件数について

d 平成25年度の入札等の実施状況について

(2) 平成26年度の入札契約制度改革の概要について

5. 審議事項

(1) 審議案件抽出理由（黒河委員）

(2) 審議案件

①【工事・条件付一般競争入札、工事成績優良業者条件付簡易公募型指名競争入札、簡易公募型指名競争入札】

56845-1 北小倉小学校全校空調設置機械工事

56846-1 西小倉小学校全校空調設置機械工事

56847-1 西小倉小学校全校空調設置電気工事

56850-1 南小倉小学校全校空調設置電気工事

56852-1 西小倉中学校全校空調設置電気工事

56849-1 南小倉小学校全校空調設置機械工事

56848-1 北小倉小学校全校空調設置電気工事

56851-1 西小倉中学校全校空調設置機械工事

②【工事・簡易公募型指名競争入札】

- 57259-1 都市公園施設改築更新工事（その3）
- ③【工事・簡易公募型指名競争入札】
57344-1 五ヶ庄1号排水路改良工事
- ④【工事・特命随意契約】
55897-1 宇治市総合野外活動センターグラウンド・ゴルフ場芝生再生工事
- ⑤【コンサル・簡易公募型指名競争入札】
55840-1 道路防災点検業務委託（その3）
- ⑥【コンサル・簡易公募型指名競争入札】
57381-1 JR奈良線複線化関連雨水管基本調査検討業務委託
- ⑦【役務・簡易公募型指名競争入札】
57304-1 水道水ボトルドウォーター製造業務委託
- ⑧【役務・簡易公募型指名競争入札】
57388-2 放置自転車撤去移送業務委託

II. 会議の結果

1. 経過

平成26年1月1日から3月31日までに入札した工事44件、コンサルタント9件、物品34件、役務28件の中から、審議案件8件を抽出委員が抽出した。審議案件については、案件（①～⑧）ごとに事務局より概要、入札・契約方法、業者選定基準及び契約締結までの事務手続き、発注担当課より案件の概要について説明し、各委員からの質疑に対して発注担当課も含めて応答した。

2. 結果<まとめ>

全体を通して、入札自体は適切に執行されている。工事の案件において最低制限価格の上限である90%に応札が集中し、くじ引きがとなる事案が多数見受けられるが、平成26年度に最低制限価格の算出方法を改正したことによって、ある程度解消されると期待している。

3. 主な質疑応答<まとめ>

審議案件①について

【問】同一額の入札により、くじ引きが多数見受けられるが、理由はあるか。

【答】平成25年度の入札制度においては、最低制限価格の上限を予定価格の90%としている。機械工事や電気工事では、最低基準価格が予定価格の90%に近く、ランダム係数を乗じた結果、予定価格の90%に達するため、このような結果になっている。また、抽出案件の中には、ランダム係数を乗ずる以前の段階で、予定価格の90%に達している案件もある。

【委員意見】制度上の問題のため、仕方のないことではあるが、平成26年度より、最低制限価格の算出方法を改正したことにより、今後のくじ引きは減少するであろう。

う。

審議案件②について

【 問 】 全者、入札額が高額であるが、心当たりはあるか。

【 答 】 遊具の製品代が大部分を占めているためと考えられる。

【委員意見】 入札結果等には、問題はない。

審議案件③について

【 問 】 予定価格が高額だが、理由は何か。

【 答 】 直接工事費の3分の1を鋼矢板が占めており、震災等の影響により鋼矢板が不足していることから、予定価格が高額となった。

【委員意見】 競争環境が機能しており、入札結果等は特に問題はない。

審議案件④について

【 問 】 特命随意契約の理由は何か。また、特命随意契約の場合は、どのように審議されるのか。

【 答 】 土地の特徴等を鑑みた結果、競争入札ではなく、特命随意契約とした。特命随意契約の審議については、事務局である契約課内で審議した後、業者選定委員会にて最終決定することとしている。

【委員意見】 特別、問題はないが、特命随意契約の理由について、過去の経過等をより具体的に記載する必要があると考える。

審議案件⑤及び⑥について

【 問 】 1者の参加で、高落札率の理由は何か。

【 答 】 競争入札（見積）を行う案件については、予定価格及び指名業者を事前公表としているため、指名業者が1者の案件は高落札率になる可能性が非常に高い。

【委員意見】 指名業者数が1者になってしまった場合、その1者が予定価格通りの入札を行うのは経済合理的な行動であり、予定価格自体が低すぎて他に入札意向を示す業者が現れなかった結果であるから仕方がなく、入札には問題はない。

審議案件⑦について

【 問 】 事業理由は何か。また、参加業者が1者となっている理由は何か。

【 答 】 宇治市の水道水は安心・安全であるというPR活動の一環であり、また災害時の備蓄のためのものでもある。参加業者が1者の理由としては、業務が特殊であることから、履行可能な業者がかなり限られているものとする。

【委員意見】 入札結果等は、問題はない。

審議案件⑧について

【 問 】 参加業者が1者で、かつ入札額が高額の理由は何か。

【 答 】 過去には複数者の参加もあり、参加者を限定するような選定基準ではない。
複数者の参加があった際にも、全者高額入札であったことから予定価格に起因するものとする。

【委員意見】 審議案件⑤及び⑥と同意見である。

平成26年度宇治市入札監視委員会 第2回定例会議議事概要

I. 会議の概要

1. 開催日時 平成26年9月8日（月）13時30分～17時10分

2. 開催場所 市役所6階602会議室

3. 出席者

委員会：松岡委員長、黒河委員、内村委員

事務局：岸本総務部長、山田契約課長

関係課：岸本都市整備部次長兼公園緑地課長、放示上下水道部参事兼下水道建設課長
古園維持課長、上道学校教育課長ほか

※会議の前に、岸本総務部長から内村委員へ委嘱状の交付が行われた。

4. 報告案件

(1) 平成26年度第1四半期の発注状況等

a 業者選定委員会・各部会の開催状況について

b 平成24～26年度指名停止の状況について（各年度4月～6月分集計）

c 平成26年4月1日～6月30日の間に入札した案件数について

(2) 入札制度の概要について

(3) A・Bランクに対する住民訴訟による損害賠償金請求事件について

5. 審議事項

(1) 審議案件抽出理由（松岡委員長）

(2) 審議案件

①【工事・簡易公募型指名競争入札】

60357-1 都市公園施設改築更新工事（その1）

60358-1 都市公園施設改築更新工事（その2）

②【工事・簡易公募型指名競争入札】

60610-1 舗装（点々）補修工事（西宇治地域）

60611-1 舗装（点々）補修工事（東宇治地域）

③【工事・一般競争入札（条件付）】

60279-1 槇島関連面整備（菌場その2）管渠建設工事

④【コンサル・簡易公募型指名競争入札】

60768-1・60768-2 岡屋小学校ライフライン改修設計業務委託

⑤【コンサル・特命随意契約】

61151-1 日野川河川災害復旧詳細設計業務委託

⑥【物品・簡易公募型指名競争入札】

A 60307-1 宇治市校務ネットワークシステム周辺機器一式賃借

B 60577-1 ストレージシステム機器賃貸借

C 60578-1 高速連続紙ページプリンタ賃貸借

II. 会議の結果

1. 経過

平成26年4月1日から6月31日までに入札した工事39件、コンサルタント32件、物品77件、役務104件の中から、審議案件6件を抽出委員が抽出した。審議案件については、案件(①～⑥)ごとに事務局より概要、入札・契約方法、業者選定基準及び契約締結までの事務手続き、発注担当課より案件の概要について説明し、各委員からの質疑に対して発注担当課も含めて応答した。

2. 主な質疑応答<まとめ> ※以下、審議順

審議案件①について

【問】両案件共に、落札率が高いが、心当たりはあるか。

【答】工事の内容に遊具更新が含まれており、遊具の製品代が大部分を占めているためと考えられる。

【委員意見】入札結果等には問題はなく、競争環境が機能している。

審議案件②について

【問】両案件共に、比較的高いランダム係数が出たにもかかわらず、落札率が低くなっているが、理由は何か。

【答】参加業者の落札意欲の表れから、最低基準価格に近い額の応札が集中したため、比較的高いランダム係数が出て無効が一定数出てもなお、低い入札額での競争になったと考えられる。

【委員意見】低い方から何番目かの入札者が偶然に落札できることになるのは、積算による競争の意欲を削ぐためあまり望ましくないが、ランダム係数を使わないと同額抽選になり、これも望ましくないため、仕方がない。今回は、競争するつもりのない者が高額で落札する結果ではなく、その点では、適正である。

【問】予定価格の積算について、今回の結果を踏まえた上で、積算体系を見直してはどうか。

【答】現状の積算体系としては、国や京都府等が発表している最新の単価を採用している。予定価格の適正な設定については、国等からも要請がきているため、現状の積算体系を見直すことは困難である。

【委員意見】入札結果等には問題はないが、今後の入札結果を注視する必要がある。

審議案件③について

【 問 】 競争が適切に機能しているように思われる点を確認したい。

【 答 】 各者が、落札意欲の表れから積算して応札した結果と思われる。ランダム係数についても、高くも低くもない数値が出たことによって最低制限価格未満で無効となる業者も少ない結果となった。また、発注時期が、5月という年度当初に近い時期ということもあって、各者の技術者数に余裕があったことも要因として考えられる。

【委員意見】入札結果について、18者参加の内、入札額を昇順に数えて5者目が落札しており、競争環境が機能している。審議案件②と同様の感想を抱く。

審議案件④について

【 問 】 1回目の発注において全者辞退の理由及び落札率が高い理由は何か。

【 答 】 設備関係の設計については、技術者等の拘束期間が長く、技術者等の雇用者数の少ない市内業者では外注する必要がある。その結果、各者の積算と予定価格が乖離したため、全者辞退という結果になったと考えられる。また、2回目の入札結果についても、前述の理由から、落札率が高くなったと考えられる。

【委員意見】入札結果等には、問題はない。

審議案件⑥について（担当課が審議案件④と一部共通するので審議順序を⑤と入れ替えた）

【 問 】 Aの2者の入札状況を検討したい。またB、CとAに関連性はあるのか。

【 答 】 平成25年度にAの前段となる入札があり、その際の落札業者が、Aの落札業者と同一である。前段の入札結果を受け、今回のような入札結果となった可能性は考えられる。またB、Cについては、Aと関連性はなく、落札業者が単に同一というだけである。各案件、1者での応札となっているが、Aについては5者程度、B及びCについては10者程度の参加可能業者と把握していた。

【委員意見】指名業者数が1者になってしまった場合、その1者が予定価格通りの入札を行うのは経済合理的な行動であり理解はできるが、競争にならなかった要因については検討する必要がある。

審議案件⑤について

【 問 】 特命随意契約であるが、落札率が低い理由は何か。

【 答 】 特命随意契約の対象業者については、前段となる入札（基本設計）の落札業者であり、その際の落札率に近い率での応札と考えられる。また、特命随意契約については、予定価格を非公表としていることも起因していると考えている。

【委員意見】特命随意契約の理由等は理解でき、入札結果等についても、問題はない。

平成26年度宇治市入札監視委員会 第3回定例会議議事概要

I. 会議の概要

1. 開催日時 平成26年11月19日（水）13時30分～16時15分

2. 開催場所 市役所6階602会議室

3. 出席者

委員会：松岡委員長、黒河委員、内村委員

事務局：岸本総務部長、山田契約課長

関係課：放示上下水道部参事兼下水道建設課長、静川建設部参事兼道路建設課長、久下雨水対策課長

4. 報告案件

(1) 平成26年度第2四半期の発注状況等

a 業者選定委員会・各部会の開催状況について

b 平成24～26年度指名停止の状況について（各年度7月～9月分集計）

c 平成26年7月1日～9月30日の間に入札した案件数について

【委員意見】「b 平成24～26年度指名停止の状況について（各年度7月～9月分集計）」において、予定価格超過の入札（見積）をしたがために指名停止となった業者が散見されるが、それらの業者を指名停止の対象とするのはいかなるものか。業者にとっては、市の積算に対しての意思表示になり、市にとっては、市場価格を把握する機会ともなるため、予定価格超過の入札（見積）の扱いを考えてみてはどうか。

(2) 総合評価競争入札について

【委員意見】総合評価競争入札において、ランダム係数を用いた最低制限価格を設定することは、ランダム係数の値によっては技術評価点の高い業者が最低制限価格未満で無効となってしまう可能性があり、今年度の実施でそういった業者が発生しているため、総合評価競争入札に適さないと考える。総合評価競争入札においては他の制度を用いるなど、検討すべきである。

5. 審議事項

(1) 審議案件抽出理由（黒河委員）

(2) 審議案件

①【工事・指名競争入札】

60289-2 榎島関連面整備（月夜その1）管渠建設工事

②【工事・簡易公募型指名競争入札】

60497-1 平町高架橋1長寿命化修繕工事

③【工事・一般競争入札（条件付）】

60310-1 小倉関連面整備（西山その4）管渠建設工事

④【工事・総合評価競争入札】

60786-1 宇治五ヶ庄線道路改良工事（その7）

⑤【コンサル・簡易公募型指名競争入札】

60654-1 井川・巨椋池排水区雨水貯留施設基本設計業務委託

II. 会議の結果

1. 経過

平成26年7月1日から9月30日までに入札した工事75件、コンサルタント33件、物品45件、役務88件の中から、審議案件5件を抽出委員が抽出した。審議案件については、案件（①～⑤）ごとに事務局より概要、入札・契約方法、業者選定基準及び契約締結までの事務手続き、発注担当課より案件の概要について説明し、各委員からの質疑に対して発注担当課も含めて応答した。

2. 結果<まとめ>

今回の抽出案件にもあったように、高いランダム係数が抽出された場合、全者最低制限価格未滿で不成立となる案件が見受けられるため、200通りあるランダム係数の幅を少なくすることや、その場で再度ランダム係数を抽出し直すなど、改善を講じることにも今後の検討課題である。また、総合評価競争入札においては、ランダム係数を用いた最低制限価格は、総合評価競争入札の制度の趣旨には不適合だと考える。技術評価点の高い業者が無効とならないような制度にするべきである。

3. 主な質疑応答<まとめ> ※以下、審議順

審議案件①について

【問】指名競争入札を用いた理由は何か。

【答】当該案件は、契約に至るまでに2回の入札を行っており、1回目の入札については、高いランダム係数が抽出されたため全者最低制限価格未滿で無効となり不成立となった。当該案件は、工事成績優良業者である7者を対象とした入札であり、1回目の入札において全者参加が確認できているため、2回目の入札にあたり、1回目の入札と同じ7者を指名し入札を行ったものである。

【委員意見】ランダム係数を用いた最低制限価格を設定している以上、ランダム係数の値によっては入札不成立となる可能性があるため、公募型指名競争入札から指名競争入札への切り替えは理解できる。入札結果についても問題はない。

審議案件④について

【問】総合評価競争入札の結果を審議したい。

【答】評価値の最も高かった業者が、抽出されたランダム係数が高かったために、最

低制限価格未満で無効となった。

【委員意見】上記「Ⅰ. 会議の概要 4. 報告案件（2）総合評価競争入札について」と同意見である。

審議案件⑤について

【問】高落札率の理由は何か。

【答】高いランダム係数が抽出されたことにより、落札意欲が高い最低基準価格に近い額での応札者が最低制限価格未満で無効となり、競争するつもりのない者が予定価格と同額で落札したためである。

【委員意見】入札結果自体は制度上しかたないが、入札参加業者の3分の2が、最低制限価格未満により無効となっている部分は疑問が残る。今回の結果や、過去の経過を踏まえて、制度を見直してみてもどうか。

平成26年度宇治市入札監視委員会 第4回定例会議議事概要

I. 会議の概要

1. 開催日時 平成27年2月20日（金）13時30分～16時30分

2. 開催場所 市役所5階501会議室

3. 出席者

委員会：松岡委員長、黒河委員、内村委員

事務局：岸本総務部長、山田契約課長

関係課：岸本都市整備部次長兼公園緑地課長、上島施設建築課長、五十嵐配水課長、木下IT推進課長、籾下ごみ減量推進課長ほか

4. 報告案件

(1) 平成26年度第3四半期の発注状況等

a 業者選定委員会・各部会の開催状況について

b 平成24～26年度指名停止の状況について（各年度10月～12月分集計）

c 平成26年10月1日～12月31日の間に入札した案件数について

(2) 平成27年度 入札・契約制度改革の概要（案）

5. 審議事項

(1) 審議案件抽出理由（内村委員）

(2) 審議案件

①【工事・簡易公募型指名競争入札】

60760-2 黄檗公園体育館耐震改修工事（その1）

②【工事・総合評価競争入札】

60346-1 琵琶配水池耐震補強工事（その1）

③【コンサルタント・簡易公募型指名競争入札】

61982-1 道路ストック総点検（橋梁）業務委託

④【物品・公募型指名競争入札】

60519-1 宇治市情報ネットワーク用機器賃貸借

⑤【役務・公募型指名競争入札】

60723-1 びん・ペットボトル収集運搬業務委託

II. 会議の結果

1. 経過

平成26年10月1日から12月31日までに入札した工事58件、コンサルタント12件、物品29件、役務39件の中から、審議案件5件を抽出委員が抽出した。審議案件については、案件(①～⑤)ごとに事務局より概要、入札・契約方法、業者選定基準及び契約締結までの事務手続き、発注担当課より案件の概要について説明し、各委員からの質疑に対して発注担当課も含めて応答した。

2. 結果<まとめ>

本日審議した案件の入札結果については、概ね問題ないが、今後も入札結果等を注視する必要がある。

3. 主な質疑応答<まとめ> ※以下、審議順

審議案件①について

【問】再入札となった経緯は何か。また、落札率が高くなったのはなぜか。

【答】1回目の入札において、高いランダム係数が抽出されたため、全者無効となり再入札となった。また、2回目の入札において高落札率となった理由については、再度、高いランダム係数が抽出されたため、予定価格に近い応札をしていた落札業者以外の業者が無効となった結果である。

【委員意見】構造的な問題があり制度の改善が必要であるが、具体的な入札結果については、仕方がない。

審議案件③について

【問】4者指名のうち、3者辞退となった経緯は何か。また、落札率が高くなったのはなぜか。

【答】道路の鋼構造物の点検については、全国的に買い手市場となっており、仕事の供給が多いため、辞退者が発生し、高落札となったと考えられる。

【委員意見】理由は、想像の範ちゅうを超えない。入札結果には問題はない。

審議案件⑤について

【問】5者指名のうち、4者辞退となった経緯は何か。また、落札率が高くなったのはなぜか。

【答】落札業者が、現契約業者であるため、本業務に必要な人員や車両等を既に保有しており、新しく用意する経費の必要がないことから、他者との差につながり、このような結果になったと考えられる。

【委員意見】入札結果については、問題はない。

審議案件②について

【問】入札状況はどうなっているか。

【答】9者の技術提案、8者の応札があり、うち1者がランダム係数による最低制限価格未滿となり無効となっている。

【委員意見】ランダム係数による最低制限価格未満で無効となった業者が発生していることについては、今後の状況をみながらではあるが、改正を含めた何らかの対応の必要性を感じる部分である。もっとも、価格だけではなく技術評価点も加味した結果となっており、総合評価競争入札の効果が出ていると考えられる。